

統治機構のかたち



統治機構のかたち

★★ check

憲法には、大きく分けると人権規定と統治機構規定の二つの規定があるといえます。
 日本国憲法における統治機構の特徴として、三権分立があります。国家権力を立法権（国会）、行政権（内閣）、司法権（裁判所）の三つに分け、一つの権力が暴走しないように均衡と抑制を図る仕組みです。
 三権の具体的なあり方はVI～VIII章で述べますが、三権の比較を先に示しておきます。

	国会	内閣	裁判所
誰が選ぶのか	国民による選挙 (43条1項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総理大臣 → 国会の指名 天皇の任命 (67条1項、6条1項) ■ 国务大臣 → 総理大臣の任命 (過半数は国会議員) (68条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高裁長官 → 内閣の指名 天皇の任命 (79条1項、6条2項、 裁判所法39条) ■ 最高裁裁判官 → 内閣の任命 (79条1項) ■ 下級裁裁判官 → 内閣の任命 (80条1項)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衆…465名 ■ 参…248名 公職選挙法 (4条)	内閣総理大臣と原則として 14名以内の国务大臣 (66条1項、内閣法2条1項)	最高裁…15名 (裁判所法5条)
任期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衆…4年 (45条) ■ 参…6年 (46条) 	特になし (罷免されない限り、内閣の 存続する間)	最高裁…なし (70歳定年、裁判所法50条) 下級裁…10年 (80条2項)